○永平寺町広葉樹植栽事業補助金交付要領

 (目的)

第１条　この要領は、永平寺町補助金等交付規則(平成18年規則第38号以下「交付規則」という。)および永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和３年４月１日告示第53号以下「交付要綱」という。)に基づき、ミズナラ等の落葉広葉樹を植栽することによって、動物が人里に出没しない環境を形成し、生態系の保全や山林の地力回復、山林の保水能力・地下水涵養力の向上、災害防止、更には、四季により様々に変化する山々の美しい景観形成に寄与することを目的に、永平寺町広葉樹植栽事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第２条　永平寺町の人家から500m以上離れた奥山山林にミズナラ等の実の成る落葉広葉樹を植樹するものとし、苗木は高さが0.5m以上とし、支柱(スギ支柱丸太：長さ0.9m以上、末口6cm以上、防腐処理)を添えるものとする。

(補助対象者)

第３条　補助対象者は、町内に住所を有す者又は町内の山林所有者とし、町内の奥山山林にミズナラ等を植栽する団体又は個人とする。

(補助金額)

第４条　補助金額は、苗木と支柱１組当たり1,000円を限度とする。ただし、個人については、10組分(10,000円)を上限とする。

(補助金の交付申請)

第５条　ミズナラ等を植栽し、補助金の交付を受けようとする者は、町税の滞納がない者であってかつ植栽する山林所有者の同意を得た上で(申請者が植栽する山林所有者の場合は同意不要)、苗木及び支柱購入の前に広葉樹植栽事業補助金交付申請書(様式第１号)及び関係書類を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第６条　町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は、交付を決定し、永平寺町広葉樹植栽事業補助金交付決定通知書(様式第２号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第７条　前条の規定による補助金交付の決定を受けた者は、ミズナラ等の植栽が終了した後、速やかに広葉樹植栽事業補助金完了実績報告書(様式第３号)及び広葉樹植栽事業補助金交付請求書(様式第４号)を、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第８条　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

(義務)

第９条　植栽者は、植栽後ミズナラ等の育成に必要な下刈り等の管理を行わなければならない。

(その他)

この要領は、令和３年４月１日から施行する